

ID: 237

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第32条第2項		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (占用) 第32条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 2 市長は、前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 3 前項の占用料の額及び徴収については、西東京市道路占用料等徴収条例(平成13年西東京市条例第130号)の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日